

## 「アイラブロード事業」実施要領

- 1 事業の名称 アイラブロード事業
- 2 趣 旨 地域住民と市が協力して、道路の清掃美化活動を行い、市民共有の生活空間である道路への愛着心を深めるとともに、道路利用者のマナー向上を啓発させる。  
また、住民自らが、身近な生活道路を愛護するボランティア活動を実施することにより、住民参加型のまちづくりを推進する。
- 3 任 期 2年間  
ただし、再任を妨げない。
- 4 実施場所 郡山市道
- 5 参加者等 地域住民の任意団体や企業等（個人は対象外）
- 6 実施内容
  - (1) 作業内容 清掃、除草ほか
  - (2) 作業回数 年6回以上
  - (3) ゴミ処理 市が回収（ゴミ出し場所は、市と協議）
- 7 支給品等
  - ① 表示看板（団体名入りの看板を沿線道路に設置）
  - ② 軍手、ゴミ袋
- 8 申込方法 様式1「アイラブロード事業 参加申込書」を提出
- 9 活動の報告 様式2「アイラブロード事業 活動報告書」  
様式3「アイラブロード事業 活動予定表」を4月末までに提出  
\*提出が無い場合、活動中止とすることがある。
- 10 事故の報告 活動において事故が発生した場合は、様式4「アイラブロード 事故報告書」を速やかに提出しなければならない。
- 11 傷害保険 郡山市まちづくり活動保険を適用  
\*企業は対象外（各社の労災保険を適用）